

区役所等窓口用封筒無償提供事業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区役所等窓口用封筒無償提供事業における事業者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(選)

第2条 事業者の選定は、事業者からの提案内容についての評価委員の評価結果に基づき行う。この場合において、評価委員の評価結果が同等である提案が複数あるときは、これらの提案をした事業者のうちからくじにより事業者を選定する。

(評価委員)

第3条 評価委員は3名とし、市民局総務部長、市民局総務部総務担当課長及び市民局総務部住民情報担当課長をもって充てる。

(評価基準)

第4条 事業者の提案内容の評価は、次の項目について行う。

- (1) 広告内容、材質、形状その他の封筒に関する問合せ、苦情等への対応
- (2) 納品の依頼から納品までの期間
- (3) 封筒に問題が生じた場合の代替封筒の納入その他の対応
- (4) 窓口における封筒の配架の工夫
- (5) 事業についての考え方、広告募集の手法等

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月3日から施行する。